

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月10日(金) 午前9時00分から10時07分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員(10名)

会長	10番	福士	真規
委員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 田舎館村農作業臨時雇用標準賃金について

議案第6号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

議案第7号 田舎館村農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則案

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、2月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。1番の葛原慶仁委員と2番の菊地卓朗委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が5件、賃貸借権設定が2件です。

【議案第3号、所有権移転の整理番号4～8、賃貸借権設定の整理番号2、3について説明】

3ページの所有権移転の整理番号4については、田舎館小学校から西側約840mに位置する農地と他11筆であります。

譲渡人である祖母から孫へ贈与するものであります。

次に、整理番号5について報告いたします。

当初、以前からこの農地を借りていた(株)さくらの杜が、譲渡人の希望により農地を取得する予定でありましたが、農地法における要件に該当しないことが判明したため、取下げすることとなりましたので、報告いたします。

取下理由については、現在行っている事業から農地法施行令第2条の不許可の例外にあたる、「社会福祉事業を行う目的として設立された法人で農林水産省令で定めるもの」に該当すると判断し進めてまいりましたが、(株)さくらの杜の定款や履歴事項全部証明書等を再度確認し、青森県業会議と青森県構造政策課に確認を行った結果、農地法施行規則の「農林水産省令で定める学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする。」内容に該当せず、農地を取得することができない法人であることが判明したことから、今回取下げすることとなりました。

なお、譲渡人、譲受人へは、取下げする内容について説明し了解をいただいております。今後、農地法第3条の解除条件付きの賃貸借権設定に向けて協議を進めております。

次に、4ページの整理番号6についてですが、この案件についても、整理番号5に関連しており、譲受人が農地取得の要件に該当しないため、取下げすることとなりましたので、報告いたします。

整理番号7については、畑中地区中心部の南側に隣接する農地であります。

譲渡人自ら耕作する意思がないことから、あっせん申出の提出があり譲受人へ確認を行い、売買することとなったものであります。

次に、5ページの整理番号8については、大袋地区から東北東約750mと東側約300mに位置する農地で、父から子への贈与であります。

次に、6ページの賃貸借権設定の整理番号2については、大袋地区から北北東約400mに位置する農地であります。

自らの耕作が困難であることから、貸主の申出により、双方協議の上貸借することとなったものであります。

整理番号3については、高田地区から南東約900mに位置する農地であります。

自らの耕作が困難であることから、双方協議により貸借することとなったものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第3号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第3号は議案のとおり決定することとします。
次に、議案第4号に入る前に、農業委員会に関する法律第34条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、農業委員の白戸陽平委員と推進委員の工藤秀範委員、白戸卓郎委員、鈴木哲也委員は審議終了までの退席をお願いします。

(白戸陽平委員、工藤秀範委員、白戸卓郎委員 鈴木哲也 退席9:08)

議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局　　今月の案件は、所有権移転が7件、賃貸借権設定が16件、使用貸借権設定が2件です。

【議案第4号、所有権移転の整理番号6～12、賃貸借権設定の整理番号8～23、使用貸借権設定の整理番号1、2について説明】

8ページの所有権移転の整理番号6については、東光寺地区のオリテック（株）から南南東約150mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、直接協議を行い、売買することとなったものであります。

整理番号7については、堂野前地区の南側に隣接する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であるため、隣接地を耕作する譲受人へ相談し、売買することとなったものであります。

整理番号8については、諏訪堂地区から南南西約640mに位置する農地であります。

自らの耕作が困難であることから、双方協議し、売買することとなったものであります。

次に、9ページの整理番号9については、土矢倉地区集会所から南側60mに位置する農地であります。

譲受人からの売買の申出があり、譲渡人へ意向把握を行い、売買することとなったものであります。

整理番号10については、田舎館中学校から東側約260mに位置する農地と他11筆であります。

譲渡人が相続により取得した農地ではありますが、自らの耕作が困難であることから、不動産会社を通して、売買が成立したものであります。

次に、10ページの整理番号11と12については、大根子地区の（有）ケイエス青果から南側約170mに位置する農地であります。

これまで、中間管理事業を通して別の人へ貸していた農地ではありますが、今後も譲渡人自らの耕作が困難であり、売買を希望したことから、貸借を解約し売買することとなったものであります。

次に、11ページの整理番号8については、豊蒔地区農村公園の北側に隣接する農地であります。

貸借期間満了による再設定であります。

整理番号9については、豊蒔地区農村公園から東北東約200mに位置する農地であります。

貸借期間満了による再設定であります。

次に、12ページの整理番号10については、大根子地区(有)ケイエス青果から西南西約120mに位置する農地であります。

貸借期間満了による再設定であります。

整理番号11については、境森地区から西北西約830mに位置する農地であります。

賃貸人の希望により、別の農地を耕作してもらっている賃借人へ耕作してほしい旨の相談があったことから、賃借人へ相談し、貸借することとなったものであります。

次に、13ページの整理番号12については、大袋地区平川温泉から南側約90mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、直接相談し、貸借することとなったものであります。

次に、14ページの整理番号13については、枝川地区の小野商事から東側約370mに位置する農地と他5筆であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

整理番号14については、十二川原地区集会所から北西約160mに位置する農地と他4筆であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

次に、15ページの整理番号15については、十二川原地区から北東約640mに位置する農地と他6筆であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

整理番号16と16ページの整理番号17については、十二川原地区の北側と垂柳地区の北側に隣接する農地であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

整理番号18については、川部和泉地区のムツミテクニカから北西約400mに位置する農地と他4筆であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

整理番号19については、田舎館地区から東南東約730mに位置する農地であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

次に、17ページの整理番号20については、八反田地区JA田舎館グリーンセンターから北東約210mに位置する農地であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

整理番号21については、高樋地区の弘南鉄道田舎館駅から東南東約700mに位置する農地であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

次に、18ページの整理番号22については、境森地区から南南西約340mに位置する農地と他12筆であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

整理番号23については、十二川原地区中心部の北側に隣接する農地であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

次に、19ページの使用貸借権設定の整理番号1については、高田地区から北側約550mに位置する農地と他4筆であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

整理番号2については、二津屋地区コンビニエンスストアから北西約440mに位置する農地であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第4号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第4号は議案のとおり決定することとします。

(白戸陽平委員、工藤秀範委員、白戸卓郎委員 鈴木哲也 着席9:19)

次に、議案第5号、田舎館村農作業臨時雇用標準賃金についてを議題といたします。

令和5年農作業臨時雇用標準賃金を別紙のとおり策定したので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第5号について、説明いたします。

青森県の最低賃金が時給822円から853円に改正されたことから、1日の労働時間を8時間として、1日当りを計算した結果、1日当りの農作業賃金が6,600円から6,900円に引き上げられることになりました。

その他の賃金等については、JA津軽みらいとも協議しましたが、令和4年からの変更はありません。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第5号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員（福原義明委員）
色彩選別機の作業料金は載せないのか。

会 長 暫時、休憩します。
休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局（竹内）
色彩選別機については、糶摺り組合関係で情報を出しているの
で、村の機械作業料金には掲載しません。

会 長 他にありませんか。

委 員（福原義明委員）
機械作業料金が消費税別の金額で表示することだが、作業を請け
負う方としては、消費税込みで表示した方が良いと思うがどうか。

会 長 暫時、休憩します。
休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局（佐藤）
消費税別とした理由は、JAからの意見があり、これまで通りの表示
の仕方であれば、消費税別とした方が良いということでもあります。
なお、JA担当者からは消費税別、消費税込みのどちらでも良いこと
を確認しております。

会 長 それでは、この案件については、消費税込みの表示ということによ
ろしいですか。

委 員 はい。

会 長 それでは、消費税込みの表示といたします。

会 長 他にありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第5号は、議案のとおり決定いたします。
なお、決定した賃金については、農地の賃借料情報も含め、村広報、ホームページへ掲載し、農事連絡員を通して、賃金表の配布を行いたいと思います。

次に、議案第6号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明についてを議題といたします。

贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。

なお、証明書が遅滞し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとします。

事務局より説明願います。

【議案第6の内容を読み上げる】

事務局 この案件は、農業経営の移譲の際、生前一括贈与を受けた農地の贈与税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予の継続のため、3年に1回、農業経営が引き続き行われているか、農業委員会が証明するものであります。

対象となる農地については、23ページに記載されていますが、今年度の農地利用状況調査（農地パトロール）と産業課における水稻生産実施計画の現地調査により確認を行っております。

調査結果としましては、対象農地15筆のうち11筆が水稻、ばれいしょ等の作付けで、4筆が保全管理となっており、農業経営を引き続き行っていることを確認いたしました。以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第6号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第6号は議案のとおり承認することに決定い

たします。

次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題といたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第3号について説明いたします。

【報告第3号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第3号を終わります。

次に、報告第4号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので、報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第4号について説明いたします。

【報告第4号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無ければ、報告第4号を終わります。

次に、今日、お手元にお配りしている追加議案がございます。

議案第7号、田舎館村農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則を改正する規則案を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第7号について、説明いたします。

今回の改正については、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動お

ける令和4年度農地利用最適化交付金の支給に係るものであり、国の実施要綱の改正に伴うものであります。

【議案第7号を読み上げる】

以上で、説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第7号について、意見、質問等ありませんか。

委 員（鈴木穰委員）
農地利用の最適化の推進のための経費とは、何か。

事務局（佐藤）
令和4年度の交付金については、タブレット端末の導入に係る通信費が経費にあたります。

会 長 他にありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和5年2月10日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

高 原 慶 仁 

委 員

菊 地 卓 朗 